

下水道管路施設包括的維持管理業務委託の 実施方針(案)の概要

令和8年3月



※資料の内容は現時点での(案)であるため、今後変更の可能性があります。

この実施方針(案)の概要(以下「本資料」という。)は、「(仮称)福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託」(以下「本業務」という。)の入札公告に向けた事前公表資料として作成する実施方針(案)のうち、現時点で公表可能な部分を抜粋し、概要としてとりまとめたものである。

全体の実施方針(案)の公表は、令和8年5月頃を予定している。

| | |
|---------------------|----|
| 1. 本業務の構成 | 1 |
| 2. 本業務の概要 | 2 |
| 3. 事業者の募集及び選定に関する事項 | 7 |
| 4. 業務実施に関する事項 | 21 |
| 5. 今後の予定 | 26 |
| 6. 本資料に関する質問の募集 | 27 |

1. 本業務の構成

本資料の公表に当たり、これまでに公表した業務の構成及び名称を以下のとおり変更する。対象となる業務に変更はない。

変更前

| 業務区分 | 業務内容 |
|-------------|----------------|
| (1)統括管理業務 | 統括管理業務 |
| (2)計画的業務 | 人孔目視調査 |
| | 本管TVカメラ調査 |
| | 本管潜行目視調査 |
| | マンホール鉄蓋更新 |
| | 管路診断 |
| | 詳細設計 |
| | 水防施設日常点検 |
| | 貯留施設点検調査 |
| | 巡視 |
| | 清掃 |
| | 除草作業 |
| | TVカメラ調査に伴う汚泥処分 |
| | (3)住民対応等業務 |
| 緊急対応 | |
| 他企業工事立会い | |
| (4)管路台帳管理業務 | 管路台帳管理 |



変更後

| 業務区分 | 業務内容 |
|------------------|--------------|
| (1)統括管理業務 | 統括マネジメント業務 |
| | 管路台帳管理業務 |
| (2)計画的維持管理業務 | 人孔目視調査業務 |
| | 本管TVカメラ調査業務 |
| | 本管潜行目視調査業務 |
| | 人孔鉄蓋更新工 |
| | 管路診断業務 |
| | 改築詳細設計業務 |
| | (3)日常的維持管理業務 |
| 緊急対応等業務 | |
| 水防施設日常点検業務 | |
| 貯留施設等調査業務 | |
| 巡視工 | |
| 清掃工 | |
| 除草作業工 | |
| TVカメラ調査に伴う汚泥処分業務 | |
| 他企業工事立会業務 | |

2. 本業務の概要

2.1 業務名称

(仮称)福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託

2.2 業務目的

本業務は、本市が所管する下水道管路施設の維持管理に係る各種業務を一括して複数年契約により民間事業者(以下「事業者」という。)に委託することで、事業者の有するノウハウや創意工夫等を活用し、下水道管路施設の機能を適切に維持するとともに、業務の効率化及び品質の向上を図ることを目的とする。

2.3 業務期間

業務準備期間 基本協定締結日から令和9年3月31日まで

業務履行期間 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで(2年間)

業務引継期間 令和11年1月15日から令和11年3月31日まで

2.4 対象区域

福井市公共下水道事業整備区域(単独公共下水道・流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道)

約5,504ha

※令和7年4月1日時点

詳細な対象区域は次ページの【福井市の公共下水道施設概要図】を参照すること。

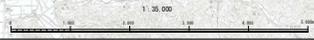
福井市の公共下水道施設概要図

縮尺=1:35,000

| 凡 例 | |
|-----|-----------------------|
| | 行政区域 |
| | 市街化区域 |
| | 処理分区界 |
| | 単独公共下水道(境処理区、合流式) |
| | 単独公共下水道(日野川処理区、合流式) |
| | 単独公共下水道(日野川・清水東部、分流式) |
| | 流域関連公共下水道 |
| | 特定環境保全公共下水道 |
| | 処理施設 |
| | 主要幹線 |
| | 農業集落排水等 |
| | 浄化槽(市町村設置型) |
| | 浄化槽(個人設置型)等 |
| | 北陸自動車道 |
| | 国道8号 |
| | 鉄道 |

| 事業計画の処理区域実績 | | | 単位: t/a | |
|-------------|------|---------|---------|---------|
| 市街化区域 | 処理方式 | 排水区域 | 462.8 | |
| | 単独式 | 合流式 | 176.4 | |
| | | 分流式 | 59.7 | |
| 公共下水道 | 合流式 | 計 | 108.9 | |
| | 分流式 | 計 | 891.9 | |
| 日野川処理区 | 単独式 | 下流部 | 29.4 | |
| | | 中流部(二宮) | 177.4 | |
| | 合流式 | 中流部(三宮) | 58.4 | |
| | | 上流部 | 91.8 | |
| | 合流式 | 東部第一 | 128.1 | |
| | | 東部第二 | 153.4 | |
| | 分流式 | 合流 | 958.3 | |
| | | 分流 | 1,007.7 | |
| | 合流式 | 合流 | 2,015.7 | |
| | | 分流 | 3,856.4 | |
| 合流式 | 合流 | 4,174.9 | | |
| | 分流 | 計 | 146.5 | |
| 農業集落排水 | 分流式 | 第一処理分区 | 計 | 5,172.2 |
| | | 第二処理分区 | 計 | 561.2 |
| | | 第三処理分区 | 計 | 64.6 |
| 浄化槽 | 分流式 | 第一処理分区 | 計 | 37.5 |
| | | 第二処理分区 | 計 | 602.3 |
| | | 第三処理分区 | 計 | 606.8 |
| 浄化槽 | 分流式 | 第一処理分区 | 計 | 54.3 |
| | | 第二処理分区 | 計 | 102.8 |
| | | 第三処理分区 | 計 | 263.8 |
| 事業計画の処理区域実績 | | | 合計 | 6,120.4 |

本案計画の対象区域



2. 本業務の概要

2.5 対象施設

以下の下水道管路施設及びこれに付帯する施設並びに管理地とする。

※令和7年4月1日現在

| 施設内訳 | 数量 |
|-----------|------------|
| 管きよ | 約 1,655 km |
| 人孔（躯体及び蓋） | 約 45,590 基 |

2.6 発注方式

詳細な仕様に基づく「仕様発注」とする。

2.7 概算事業費

1,571,530,000円(債務負担行為の限度額)

2. 本業務の概要

2.8 対象業務及び数量

(1) 統括管理業務

| 工種 | 単位 | 数量(2カ年分) |
|------------|----|----------|
| 統括マネジメント業務 | 式 | 1 |
| 管路台帳管理業務 | 式 | 1 |

(2) 計画的維持管理業務

| 工種 | 単位 | 数量(2カ年分) |
|-------------|----|---------------------------|
| 人孔目視調査業務 | 箇所 | 2,800 |
| 本管TVカメラ調査業務 | m | 73,000 |
| 本管潜行目視調査業務 | m | 21,000 |
| 人孔鉄蓋更新工 | 箇所 | 500 |
| 管路診断業務 | m | 94,000 |
| 改築詳細設計業務 | m | 布設替え: 1,500 管更生: 1,500 |

2. 本業務の概要

(3) 日常的維持管理業務

| 工種 | 単位 | 数量(2カ年分) |
|------------------|----|--------------------------|
| 住民対応業務 | 件 | 400 |
| 緊急対応等業務 | 箇所 | 修繕関連: 1,600 清掃関連: 180 |
| 水防施設日常点検業務 | 箇所 | 10 |
| 貯留施設等調査業務 | 箇所 | 3 |
| 巡視工 | m | 100,000 |
| 清掃工 | 箇所 | サイフォン部等: 9 雨水枳: 900 |
| 除草作業工 | 箇所 | 4 |
| TVカメラ調査に伴う汚泥処分業務 | t | 400 |
| 他工事等立会業務 | 件 | 500 |

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 入札手続きの種類

「総合評価方式一般競争入札」により、価格と技術力、知識等を総合的に評価して事業者を選定する。

3.2 事業者の募集及び選定の手順

次ページに掲載のスケジュールを予定している。

3.3 審査委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して学識経験者及び本市職員から構成される審査委員会を設置する。
審査委員会で応募者の提案の審査を行い、審査委員会の結果を基に落札者を決定する。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

【事業者の募集及び選定の手順(案)】

| 日 程 | 内 容 |
|----------------------|------------------------|
| 令和8年8月上旬頃 | 入札公告及び入札説明書等の公表 |
| 令和8年9月中旬頃まで | 入札説明書等に関する質問受付(第1回) |
| 令和8年9月下旬頃まで | 入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回) |
| 令和8年9月下旬頃 | 応募資格審査書類の受付 |
| 令和8年10月上旬頃 | 応募資格審査結果の通知 |
| 令和8年10月中旬頃まで | 技術提案書に関する質問受付(第2回) |
| 令和8年10月下旬頃まで | 技術提案書に関する質問回答の公表(第2回) |
| 令和8年10月下旬頃まで | 入札書及び技術提案書等の受付 |
| 令和8年12月中旬頃 | 落札者の決定及び公表 |
| 令和8年12月下旬頃 | 基本協定の締結 |
| 基本協定締結日から令和9年3月31日まで | 業務の引継ぎ |
| 令和9年2月頃 | 契約の締結 |

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.4 応募資格審査書類の内容

本件競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、応募資格審査書類の受付期間に、次に掲げる書類(以下「申請書等」と総称する。)を提出して、入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 配置予定技術者調書(資格を有していることを証明する書類の写しを添付する)
- ウ 業務(工事)実績調書(実績を有していることを証明する契約書等の写しを添付する)
- エ 最新の経営事項審査結果通知書の写し(建設業法(昭和24年法律第100号。)第3条に基づく許可を受けて建設業を営む者)
- オ 建設コンサルタント登録規程等に基づく現況報告書(土木関係建設コンサルタント)
- カ 納税証明書(国税及び市税)
- キ 共同企業体調書(各構成員の関連企業申告書)
- ク 委任状
- ケ グループ結成届(共同企業体協定書)
- コ 返信用封筒(返信先(参加希望者の住所及び商号又は名称)を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒)

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.5 入札書及び技術提案書等の内容

参加希望者は、入札書及び技術提案書等の受付期間に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ア 入札書
- イ 業務委託料内訳書
- ウ 技術提案書

なお、ウ 技術提案書の内容については、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

3.6 応募の費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

3.7 提出書類の取扱い

- ・ 応募者から提出された提案書類の著作権は応募者に帰属する。
- ・ 全ての提出書類は、返却しない。
- ・ 提出された提案書類は、入札参加者を評価する目的以外には使用しない。ただし、福井市情報公開条例(平成8年12月25日条例第29号)に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.8 応募者の参加資格要件

3.8.1 応募者の構成

- ① 応募者の構成は、複数企業または事業協同組合^(注)またはそれらで構成されたグループとする。
(注) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合。
- ② グループで参加する場合の運営形式は、各構成企業が各々の業務を分担して実施する「分担方式(乙型JV)」とする。各構成企業の出資比率は問わない。
- ③ 構成企業は、他のグループの構成企業と重複して入札に参加することはできない。
- ④ 構成企業の数任意とするが、本業務の実施に際して、各々適切に役割を担うこと。
- ⑤ 事業協同組合が参加する場合は、その組合員は、他の応募者のグループの構成員または組合員として参加することはできない。
- ⑥ 事業協同組合が単独で参加する場合は、事業協同組合として3.8.2(1)の要件を全て満たすこと。組合員についても3.8.2(1)の要件を全て満たすこと。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.8.2 参加資格要件

(1) 通則

- ① 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、福井市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領及び福井市物品調達等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- ④ 役員(役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力的組織(計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織)、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑤ 納めるべき税金(法人税、法人事業税等の国税及び法人地方税(福井市内))の滞納がない者であること。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

- ⑥ 本件入札に参加しようとする他の者(グループにあっては、構成員及び組合員の全て)との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること(グループにあっては、構成員及び組合員の全て)。
- ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
- イ 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- ウ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- エ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- ⑦ 本業務の発注支援業務に関与していない者であること。なお、本業務の発注支援業務に関与した者は、以下に示すとおりである。
- ・株式会社 日水コン

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

(2) 参加する者の要件

- ① 参加者の中に、本市に本店を有する者を1者以上含むこと。
- ② 参加者の中に、次の業務について公共機関が発注する管路施設に関する同種または類似する業務実績を有する者が含まれること。事業協同組合が参加する場合は、業務実績を有する組合員でもよい。
本管TVカメラ調査業務、本管潜行目視調査業務、管路診断業務、改築詳細設計業務(管更生または布設替え)、
人孔鉄蓋更新工事
なお、令和7年度までに完了した業務・工事とし、過去5年以内のものとする。
- ③ 参加者の中に、福井市下水道単価契約登録業者として維6号または維8号の登録を有する者がそれぞれ含まれ、24時間365日緊急清掃や緊急補修等の実施に必要な人員体制を確保していること。
- ④ 参加者で、緊急清掃や緊急補修等の実施に必要な次の機材を保有していること。
高圧洗浄車、汚泥吸排車、給水車、テレビカメラ車、
小型バックホウ、中型又は大型ダンプ、締固め用機材、土留め用仮設材

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

⑤ 参加者は、本市の入札参加業者として、以下の全てに登録されている者とする。グループで参加する場合は、構成する企業が以下のいずれかに登録されていること。事業協同組合が参加する場合で、事業協同組合として登録されていない場合は、すべての組合員が以下のいずれかに登録されていること。

- ・福井市建設工事競争入札参加者名簿

 - 工種:「土木一式」

- ・福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格名簿

 - 工種:「下水道」

- ・福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿

 - 業種コード:104(下水道・河川清掃)または705(下水道及び管渠調査)

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

⑥ 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。

ア 統括管理業務の業務責任者(統括責任者)

統括責任者として、次の各号に掲げるいずれかの技術者を専任で配置すること。なお、別途、副統括責任者を配置する場合において、当該責任者が資格要件を満足する場合は、統括責任者を非専任とすることができる。

(ア) 日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者

(イ) 日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験(管路施設)合格者

(ウ) 技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門(選択科目を下水道に限る。)又は総合技術監理部門(上下水道部門に限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。)

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

イ 管理技術者

計画的維持管理業務のうちコンサルタント業務(管路診断業務、改築詳細設計業務)の管理技術者として、次の各号に掲げるいずれかの技術者を配置すること。

(ア) 技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門(選択科目を下水道に限る。)又は総合技術監理部門(上下水道部門に限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。)

(イ) RCCM(下水道)の資格を有する者

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

ウ 主任技術者及び作業主任者

計画的維持管理業務のうちコンサルタント業務以外の業務及び日常的維持管理業務の主任技術者として(ア)(イ)の各号に掲げるそれぞれの技術者(1名で満たしている場合は、1名でよい)を配置するとともに、作業主任者として(ウ)に掲げる技術者を配置すること。

なお、計画的維持管理業務のうちコンサルタント業務以外の業務及び日常的維持管理業務の主任技術者及び作業主任者は各業務で兼任することができる。また、主任技術者は、現場代理人も兼任することができる。

(ア) 土木工事において主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者

(イ) 日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験(管路施設)合格者

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ 日常的維持管理業務については、地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できる者を配置すること。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.9 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、応募資格審査書類の受付期限の最終日とする。

3.10 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して5日以内(福井市の休日を守る条例(平成元年福井市条例第48号)第1条に規定する市の休日を除く。以下「休日」という。)に、説明を求める旨を記載した書面(様式は自由)を提出しなければならない。
- (3) 管理者は、(2)の書面の提出があったときは、提出日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.11 入札参加資格の取消し

入札参加資格があるとされた者が、通知を受けた後、次のいずれかに該当することとなったときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (2) 1以上の構成員又は組合員が、営業停止の処分または指名停止等の措置を受けたとき。
- (3) 3.8.2 参加資格要件のいずれかを満たさなくなったとき。

3.12 入札説明会

入札説明会は実施しない。

3.13 入札公告時の関係図書等の貸与・閲覧

入札公告時には、希望する者に対して、本業務に関連する図書(過去の調査業務委託報告書、ストックマネジメント計画図書等)や下水道管路台帳システムの閲覧を可能とする。

4. 業務実施に関する事項

4.1 実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施するセルフモニタリングの結果報告を踏まえて、事業のモニタリングを実施する。モニタリングの基本的な考え方や体制等については、入札公告時に示すモニタリング基本計画書等において明らかにする。

4.2 想定されるリスクの責任分担

本業務の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、次ページ以降の【本業務におけるリスク分担表(案)】に示す基本的な考え方に基づき、本市と事業者との間の協議によるものとする。

4. 業務実施に関する事項

【本業務におけるリスク分担表(案) <1/3>】

○:負担を行う

△:協議を行い、負担を行う場合がある

※:原因者が負担を行う

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | No. | リスクの内容 | 本市 | 事業者 |
|-------|-------|-------------------|-----|------------------------------------|----|-----|
| 共通リスク | 政治リスク | 法令リスク (税制度は除く) | 1 | 本業務に直接影響を与える関連法令の新設・変更に関するもの | ○ | |
| | | | 2 | 本業務のみならず、広く一般的に適用される法令の新設・変更に関するもの | ○ | |
| | | 許認可リスク | 3 | 許認可の遅延、未取得、失効に関するもの | ※ | ※ |
| | | 税制リスク | 4 | 法人税の変更 | | ○ |
| | | | 5 | 新税や消費税率の変更 | ○ | |
| | 経済リスク | 物価リスク | 6 | 物価変動に伴う資機材や工事費の大幅な増 | △ | △ |
| | | 金利リスク | 7 | 金利の変動 | | ○ |
| | | 為替リスク | 8 | 急激な為替レートの変動 | | ○ |

4. 業務実施に関する事項

【本業務におけるリスク分担表(案) <2/3>】

○:負担を行う

△:協議を行い、負担を行う場合がある

※:原因者が負担を行う

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | No. | リスクの内容 | 本市 | 事業者 |
|-------------|-------|----------|-----|--------------------------------|----|-----|
| 共通リスク | 社会リスク | 住民問題リスク | 9 | 本業務の実施・運営に関する住民説明・要望等への対応 | ○ | |
| | | | 10 | 事業者が行う業務に関する住民説明・要望等への対応 | | ○ |
| | | 第三者賠償リスク | 11 | 調査・工事・運営段階において第三者に及ぼした損害に関するもの | | ○ |
| | | 環境問題リスク | 12 | 騒音・振動・光・臭気等に関するもの | | ○ |
| | | 不可抗力リスク | 13 | 風水害、地震及び暴動等の不可抗力による損害 | ○ | |
| 計画段階 リスク | 調査リスク | | 14 | 測量や地質等調査の不足、ミスに起因する場合 | | ○ |
| | | | 15 | 上記以外の本市が実施した調査等に関するもの | ○ | |
| | 設計リスク | | 16 | 設計ミス等に起因する場合 | | ○ |
| | | | 17 | 上記以外の本市が提示した条件や指示の不備・変更によるもの | ○ | |

4. 業務実施に関する事項

【本業務におけるリスク分担表(案) <3/3>】

○:負担を行う

△:協議を行い、負担を行う場合がある

※:原因者が負担を行う

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | No. | リスクの内容 | 本市 | 事業者 |
|---------------|-----------------|----------|-----------------------------|----------------------------------|----|-----|
| 業務実施 段階リスク | 用地リスク | 資材置き場リスク | 18 | 廃棄物の保管基準違反 | | ○ |
| | 関連インフラ 整備リスク | | 19 | 公共が関連して実施する事業の遅れ | ○ | |
| | 業務費超過 リスク | | 20 | 公共の指示による業務費の増大 | ○ | |
| | | | 21 | 上記以外の理由による業務費の増大 | | ○ |
| | 事故リスク | | 22 | 下水道施設やその他施設を破損させた場合 | | ○ |
| | | | 23 | 業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合 | | ○ |
| | 業務遅延 リスク | | 24 | 業務が契約より遅延する場合 | | ○ |
| | 完工リスク | | 25 | 業務が完了しない場合 | | ○ |
| 性能リスク | | 26 | 定められた仕様・規格を満たさず、手直しが必要となる場合 | | ○ | |
| その他 | 業務終了時 リスク | | 27 | 業務終了手続きに伴う諸費用及び清算手続きとなる場合 | | ○ |
| | 施設性能 リスク | | 28 | 業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合の場合 | | ○ |

4. 業務実施に関する事項

4.3 業務の引継ぎ

業務準備期間における業務の引継ぎ

事業者は、本市との間で基本協定を締結した後、本業務の実施に必要となる引継書を譲り受け、履行開始日までに各業務の引継ぎを完了させなければならない。

業務引継期間における業務の引継ぎ

本業務終了に伴う本市または本市の指定する者への業務の引継は、原則として、本履行期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本業務が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

4.4 業務事務所

事業者は、本業務の着手前に、事業者の費用負担において業務事務所を設置するものとする。なお、本市及び住民等の要請があった場合、その対象場所に概ね1時間以内に到着できる場所に構えること。

5. 今後の予定

3月下旬に本資料に関するご意見及びご質問等の受付を行い、個別ヒアリングを行う。その後、5月上旬に質問等への回答の公表に合わせて、全体の実施方針(案)の公表を予定している。

全体の実施方針(案)には、本資料の内容に追加して主に以下の項目を記載する予定である。

- ・ 対象業務ごとの作業内容及び位置図(位置図は日常的維持管理業務の一部のみ)
- ・ 総合評価の方法
- ・ 契約及び支払等に関する事項

6. 本資料に関する質問の募集

6.1 質問の受付

本資料に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和8年3月25日(水) 正午 まで
- ② 受付方法：上記期間内に、右のQRコードから質問を送信すること。
- ③ 注意事項：本資料に関する質問ができる者は、本資料の公表日時点で本業務に応募を検討する企業又は団体とする。

アンケート回答



<https://forms.gle/JasHbTmayAeSiA91A>

6.2 本資料に関する個別ヒアリングの実施

本資料の公表日時点で本業務に応募を検討する企業又は団体のうち、希望者に対して個別ヒアリングを実施する。

- ① 実施日：令和8年3月27日(金)、30日(月)、31日(火)
- ② 申込み方法：右のQRコードから希望日時を送信すること。
- ③ 申込み期間：令和8年3月25日(水) 正午 まで
- ④ 注意事項：個別ヒアリングの実施希望者は、本資料に関する質問を送信すること。
個別ヒアリングへの参加及び回答内容が、入札における評価に影響を与えることはない。

個別ヒアリング申込み



<https://forms.gle/LV9Sny mDqXpYGyMT9>